

【Ⅲ法規】 表13 「高さ制限」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(令和3年1月1日)：頁数は、「令和3年版 建築関係法令集 法令編 (発行係総合資格)」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒																	計	率	出題問題の傾向分析				
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29				H30	R1	R2	問
【道路高さ】																										
① 法56条	58	道路高さ(住居系)	1~5	1~5	1.2.3		1~5	1~5	1.2	1.2.3	1~4	1~4	1~4	1~4					1~4					52	59.1	住居系の道路高さ:1.25(L+a)、12m以上の道路は1.5とすることができる。
法56条	58	道路高さ(商業系)			4.5	1~5			3.4.5	4.5					1~4	1~4	1~4	1~4		1~4	1~4		36	40.9	商業系の道路高さ:1.5(L+a)	
法56条2項	50	最小の後退距離	○	○			○	○	○		○		○		○	○	○	○		○	○					道路斜線の適用距離は道路反対で後退距離を含む位置からの距離となる
令130条の12	243	後退距離の特例												○												道路中心からの塀の高さが2m以下(1.2mを超える部分が網状でない場合)のときは、後退距離の緩和ができない。
令132条1項	244	2以上の前面道路	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				2以上の道路は、全ての道路が最大幅員の道路とみなす。道路反対(後退距離含む)から道路斜線の適用距離は、最大幅員の2倍以内かつ35m以内と他道路の中心から10mを超える範囲とする。一方の道路が2m道路なら、まず敷地から1m差し引いてから2m道路を大きい方の道路幅として計算する(つまり後退距離のところが1m差し控えられることに注意)。一方の道路に川があれば川を含めた距離が道路幅となり、他方の小さい方の道路も川幅を含めた大きい道路の幅が適用される。
令134条	244	反対側に水面				○									○								○			道路の反対側に川がある場合の道路は、川の反対側とする。
令135条の2	244	地盤面に高低差がある場合		2m			1m		0.5m			2.5m	2m	1m												敷地が道路より1m以上高い場合の道路は、(H-1m)×1/2だけ高い位置にあるみならず。
【隣地高さ】																										
法56条 第2号	59	隣地高さ(住居系)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○									○			住居系の隣地高さ:1.25(L+a)+20m
法56条 第2号	59	隣地高さ(商業系)				○									○	○	○	○				○	○			商業系の隣地高さ:2.5(L+a)+31m
【北側高さ】																										
法56条 第3号	59	北側高さ		○	○			○	○	○	○	○	○										○			北側高さは、①第一種第二種低層住宅が1.25L+5m、②第一種第二種中高層住宅が1.25L+10mで算定する(aの後退距離緩和なし、川は1/2緩和あり)。
令135条の4	245	隣地との高さの制限緩和						3m	○																	敷地が道路より1m以上高い場合の道路は、(H-1m)×1/2だけ高い位置にあるみならず(敷地が3m高い場合は3-((3-1)/2)=2m高い位置を敷地地盤面とする)。北側隣地が3m高い場合は、敷地が((3-1)/2)=1m高い位置にある(つまり計算値に+1mとする)。
合 計																						88	100.0			

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①、②、③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。